

(参考) バイオスティミュラントと農薬についてのEUと米国の考え方

農林水産省調べ

EU

米国

- 植物保護製品規則 ((EC)No 1107/2009 ; Plant Protection Products Regulation (PPPR)) の対象となる製品は、肥料製品規則 ((EU)2019/1009 ; Fertilizing Product Regulation (FPR)) の適用対象から除外される。*1
- 農薬としての機能又は効果を有する製品は、植物バイオスティミュラントとしての機能を有していたとしても、FPRの適用対象外である。*1
- PPPRには植物成長調整剤 (Plant Growth Regulator ; PGR) の明確な定義はないが、PPPRの適用対象の1つとして「植物の生命プロセスに影響を与える物質 (栄養剤や植物バイオスティミュラントを除く)」は適用対象とされる。*2
- 植物の免疫機能を活性化する製品や病害抵抗性を高める有効成分を含む製品は、EUでは植物保護製品 (Plant Protection Products ; PPP) とみなされ、FPR上の植物バイオスティミュラントには該当しない。*3

- 植物調整剤 (Plant Regulator) は、植物の成長や成熟、その他の挙動を生理学的に変化させることを意図した物質と定義される。*4
- 米国環境保護庁 (EPA) は、植物調整剤に該当するかを判断する際、主に製品の標榜 (claim) を重視しつつ、成分の作用や商業的価値など製品の組成も考慮している。
- 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法 (Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act (FIFRA)) や農業法 (Farm Bill) *5における植物バイオスティミュラントの定義、さらにFRAC (Fungicide Resistance Action Committee) Code LIST*6のグループP (宿主植物の抵抗性誘導) に属する有効成分の多くが農薬として登録・販売されている現状から、米国では抵抗性誘導剤 (Plant Activator) は農薬 (殺菌剤) としてFIFRAの規制対象とされており、植物バイオスティミュラントには該当しないと考えられる。

*1 <https://webgate.ec.europa.eu/circabc-ewpp/d/d/workspace/SpacesStore/148ac2da-00ae-4fa8-8ed0-270bce690efe/download>

*2 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02009R1107-20221121>

*3 https://food.ec.europa.eu/document/download/0a630eff-9622-4f24-916c-33ead41e6724_en

*4 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-10326/pdf/COMPS-10326.pdf>

*5 https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-115publ334/pdf/PLAW-115publ334.pdf?utm_source=chatgpt.com

*6 <https://www.frac.info/media/ljsi3qrv/frac-code-list-2025.pdf>